

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第47号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第56条第11項及び」を「第56条第7項、第8項及び第9項、」に改め、「附則第6条第7項」の次に「並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第9条第1項」を加える。

別表第1備考6各号列記以外の部分中「の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯で、次に掲げる世帯」を「と同一の世帯に属する者が特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）のあった月において要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）」に、「利用者負担の額」を「当該世帯の階層が、第2階層と認定されたときの利用者負担額」に改め、「0円と」の次に「し、第3階層と認定されたときの利用者負担額は5,600円と」を加え、同表備考6各号を削り、同表備考7後段を削り、同表中備考8を備考11とし、備考7の次に次のように加える。

8 第2階層及び第3階層の世帯（備考7に該当する世帯を除く。）であって、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合は、特定被監護者等のうち、その出生の最も早いものか

ら順次に数えて第2子である者が利用者であるときの利用者負担額は第2階層においては900円、第3階層においては5,600円とし、第3子以降である者が利用者であるときの利用者負担額は第2階層及び第3階層のいずれも0円とする。

9 第3階層の世帯のうち、要保護者等がいる世帯で、特定被監護者等が2人以上いる世帯については、備考7及び備考8の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子以降である者が利用者である場合の利用者負担額は、0円とする。

10 備考7から備考9までの場合において、月の途中で負担額算定基準子ども又は特定被監護者等（以下「負担額算定基準子ども等」という。）の数が増加したときは負担額算定基準子ども等の数が増加した日の属する月から、負担額算定基準子ども等の数が減少したときは負担額算定基準子ども等の数が減少した日の属する月の翌月から利用者負担額を改定する。

別表第2中

「

D1	A階層を 階層 除き、市	48,600円 未満の世帯	11,500	11,300	13,300	13,000
D2	町村民税 階層 所得割の 課税額が	48,600円 以上60,000 円未満の世帯	15,200	14,900	16,300	16,000
D3	次の区分 階層 に該当す る世帯	60,000円 以上79,000 円未満の世帯	19,500	19,100	20,500	20,100

」

を

「

D 1	A階層を 階層除き，市	48,600円 未満の世帯	11,500	11,300	13,300	13,000
D 2	町村民税 A階 層	48,600円 以上57,700 課税額が 0円未満の世帯	15,200	14,900	16,300	16,000
D 2	次の区分 B階 層	57,700円 以上60,000 0円未満の世帯	15,200	14,900	16,300	16,000
D 3	A階 層	60,000円 以上77,100 1円未満の世帯	19,500	19,100	20,500	20,100
D 3	B階 層	77,101円 以上79,000 0円未満の世帯	19,500	19,100	20,500	20,100

」

に改め、同表備考7各号列記以外の部分中「の階層がB階層と認定された世帯で、次に掲げる世帯である場合は、この表の規定にかかわらず、利用者負担の額は0円」を「に要保護者等がいる場合は、この表の規定にかかわらず、B階層の利用者負担額は0円とし、C階層からD3A階層までの利用者負担額は、この表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考7各号を削り、同表備考8中「この項」を「この備考8」に、「備考9」を「備考11」に、「第3子以降の負担額算定基準子ども」を「第3子以降である者及び備考12において第3子以降の負担額算定基準子ども」に、「D2階層」を「D2A階層」に改め、後段を削り、同表備考10を同表備考14とし、同表備考14の前に次のように加える。

13 備考8から備考12までの場合において、月の途中で算定の対象となる者の数が増加したときは算定の対象となる者の数が増加した日の属する月から、算定の対象となる者の数が減少したときは算定の対象となる者の数が減少した日の属する月の翌月から利用者負担額を改定する。

別表第2備考9中「B階層」を「D3B階層」に改め、同表備考9を同表備考12とし、同表備考8の次に次のように加える。

9 B階層からD2A階層までの世帯（備考8に該当する世帯を除く。）であって、同一世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、この表の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子である者が利用者である場合の利用者負担額は、この表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

10 C階層からD3A階層までの世帯（備考8に該当する世帯を除く。）のうち、要保護者等がいる世帯で、同一世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、この表の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子である者が利用者である場合の利用者負担額は、0円とする。

11 B階層からD2A階層までの世帯であって、同一世帯において特定被監護者等が3人以上いる場合及びC階層からD3A階層までの世帯のうち、要保護者等がいる世帯で、同一世帯において特定被監護者等が3人以上いる場合は、当該特定被監護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3子以降である者が利用者である場合の利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の規定により徴収し，又は徴収すべきであった利用者負担額については，なお従前の例による。